

2020年1月27日

海外実務訓練履修学生及び指導教員 各位

学 長

新型コロナウイルスの流行拡大に伴う海外実務訓練の対応方針について（第一報）

新型コロナウイルス感染症のため、日本政府・外務省は、中国湖北省の感染症危険情報をレベル3（「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」）とし、中国全土の他地域に対してレベル1としています（参考：新型コロナウイルス に関する注意喚起：

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html#ad-image-0）。なお、1月27日時点で中国以外に対しては「感染症危険情報」は発出されていません。

また、1月24日時点で、武漢市近隣6市（鄂州市、仙桃市、枝江市、潜江市、黄冈市、赤壁市）においては、各市当局が、公共交通機関の停止及び鉄道の駅及び市を離れる道の封鎖を発表しています。

このように、新型コロナウイルスによる感染症の流行が拡大しているため、海外実務訓練に係る本学の対応方針を次のとおり定めました。本日よりこの方針の下で実務訓練を実施します。

記

1. 実務訓練派遣先国で「感染症危険情報レベル1」以上の情報が発出された場合

海外実務訓練を中止し速やかに帰国する。帰国後は、学内履修により実務訓練を継続する。

2. 「感染症危険情報レベル1」以上の情報は発出されていないが、滞在国の日本国公館や日本アイラック危機管理情報等により、滞在国あるいはその地域に感染者がいると確認された場合

(1) 不特定多数の人が集まる場所へ行くことをできるだけ回避するなど、感染リスクが高いとされる行動を避けながら実務訓練を継続する。

(2) 但し、以下の場合には、指導教員等は実務訓練委員を通じて学長に当該海外実務訓練の状況を報告する。これを受けて、学長は、海外実務訓練を学内履修に変更することを認める。

①指導教員等が随時学生の状況把握を行った結果、派遣国・地域の日常生活に困難が生じたり、派遣企業の勤務形態に休業等の変更が生じていることが確認された場合

②指導教員等が随時学生の状況把握を行った結果、感染に対する学生の不安が特に強いと認められた場合

3. 海外実務訓練の教員視察の取り扱い

感染リスクが高いとされる国際航空便や空港の利用等をできるだけ避けるため、指導教員等による学生、企業指導責任者等との連絡は原則としてスカイプ等によって行うこととする。

4. その他

感染症危険レベル等の情報収集、また指導教員等と学生との連絡状況の集約については、教務課キャリア教育支援係が行う。

以下「参考」

「感染症危険情報」について（外務省 HP 抜粋）

その1：概要

「感染症危険情報」は、新型インフルエンザ等危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報です。

危険情報の4段階の 카테고리を使用し、世界保健機関（WHO）等国際機関の対応や、発生国・地域の流行状況、主要国の対応等を総合的に勘案して発出します。また、4段階の 카테고리ごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を、状況に応じて付記します。

その2：「感染症危険情報」発出の目安

1. 外務省は、海外における感染症発生初期の段階では、基本的に「感染症広域情報」及び「感染症スポット情報」により、一般的な注意喚起を行います。そして、新型インフルエンザの発生が予測される場合や、未知・既知の感染症の流行拡大が懸念される場合には、WHO等国際機関の対応や、発生国・地域の状況（流行状況、現地医療体制等）、主要国の対応等を総合的に勘案して、「感染症危険情報」を発出します。
2. 「感染症危険情報」の発出後も、「感染症広域情報」や「感染症スポット情報」により、最新の情報を提供します。
3. 「感染症危険情報」の 카테고리及び発出の目安

「感染症危険情報」の4段階の 카테고리ごとの発出の目安は以下のとおりです。

・レベル1：十分注意してください。	・特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
・レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	・特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。
・レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	・特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合等。
・レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	・特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために防疫・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

また、上記の4段階の 카테고리ごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項を、状況に応じて付記します。以下は代表的な例であり、実際の状況に応じて具体的な注意事項を付記していきます。

「 <u>出国できなくなる恐れがありますので、（早期の）退避を検討してください。</u> 」 ・商業便が運行停止となるなど、出国できなくなる恐れがある場合等。
「 <u>現地で十分な医療が受けられなくなる恐れがありますので、（早期の）退避を検討してください。</u> 」 ・現地の医療体制が脆弱で、当該感染症及びその他の疾病について十分な医療が受けられない恐れがある場合等。
「 <u>現地の安全な場所に留まり、感染対策を徹底してください。</u> 」 ・WHOの感染拡大封じ込め措置によって封鎖された国・地域の邦人に対し、同措置への協力を呼びかける場合等。